

令和元年度  
相模原市監査等の結果

令和2年8月  
相模原市監査委員

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>令和元年度の監査実施状況</b>	1
第 1	財務監査	1
第 2	行政監査	7
第 3	小・中学校監査	10
第 4	工事監査	13
第 5	財政援助団体等監査	14
第 6	監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因	19
第 7	監査の結果等に基づく意見	21
<b>第 2 章</b>	<b>令和元年度の検査実施状況</b>	22
第 1	例月現金出納検査	22
<b>第 3 章</b>	<b>令和元年度の審査実施状況</b>	23
第 1	決算審査及び基金運用状況審査	23
第 2	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	33

監査結果の詳細については、相模原市のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/kansa/index.html>

## 第1章 令和元年度の監査実施状況

令和元年度の監査に当たっては、重点的に取り組むべき事項を定め、監査結果が事務・事業の改善に資することとなるよう指導監査を第一義として、これまでの監査結果を踏まえて誤りや不正等が発生するリスクを考慮した上で、実施方法及び実施手続を定めて監査を実施した。

### 【重点的に取り組むべき事項】

複数の局、区等により横断的に実施されている事業又は複数の局、区等に  
共通・関連する事項

過年度に指摘事項等とし、その後措置が講じられた事項

これまで監査を実施していなかった事項

### 第1 財務監査

#### 1 実施方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から局、区等を単位として実施した。監査対象の選定に当たっては、原則3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定した。

令和元年度は第1期、第2期及び第3期に分けて実施し、監査対象年度は第1期が平成30年度分及び令和元年度分、第2期及び第3期は令和元年度分とした。ただし、必要に応じて対象年度以前に執行した事務についても対象とした。

#### 2 実施手続

- (1) 監査委員は、実施計画を策定する。
- (2) 監査委員は、市長及び監査対象の執行機関の長に対して監査の実施を通知する。
- (3) 事務局長は、監査対象の課・機関の長に対して調査の実施を通知する。
- (4) 事務局において、調査を実施する。
- (5) 事務局長は、監査委員に対して、調査の結果を報告する。
- (6) 監査委員は、監査を実施し、その結果を講評する。
- (7) 監査委員は、議長、市長及び監査を実施した執行機関の長等に対して、監査の結果を提出し、公表する。
- (8) 監査委員は、指摘事項、注意事項について適時状況の確認を行うとともに、議長、市長又は執行機関の長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったときは、当該措置について公表する。
- (9) その他の事項については、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号)の規定に基づくものとする。

### 3 監査対象部局及び監査実施日

監査対象部局	監査実施日
秘書課及び会計課並びに消防局	令和元年10月3日
企画財政局並びに人事委員会事務局及び農業委員会事務局	令和2年1月8日
市選挙管理委員会事務局、緑区選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局及び南区選挙管理委員会事務局	令和2年2月26日

都市建設局を対象とした財務監査、行政監査及び工事監査については、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業を最優先とする観点から、中止した。

### 4 監査の結果

区分	件数
指摘事項	4件
注意事項	5件
意見	6件
計	15件

区分の説明
指 摘 事 項 ... 事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を求めるもの
注 意 事 項 ... 指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの
意 見 ... 組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの

#### (1) 指摘事項

##### ア 秘書課及び会計課並びに消防局

概 要	措置公表日
<b>【委託料の支出に関する事務(会計課)】</b> (ア) 市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託において、個人情報取扱事務委託基準に定める契約上の措置例のうち、作業場所の特定、守秘義務、定期報告及び緊急時報告、監査及び検査、事故時の対応並びに契約解除に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。	令和2年 2月18日

(イ)口座振替データ伝送サービス業務委託において、個人情報取扱事務委託基準に定める契約上の措置例のうち、作業場所の特定、守秘義務並びに定期報告及び緊急時報告に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。	
<b>【負担金、補助及び交付金の支出に関する事務(消防総務課)】</b> 消防団運営交付金において次のような事例が見られた。 (ア)補助金等に係る予算の執行に関する規則に基づく補助金等の額確定通知書を消防団に通知していなかった。 (イ)補助金等に係る予算の執行に関する規則に基づく補助事業等実績報告書の添付書類に計算誤り、記載漏れ及び誤記が散見された。	令和元年 11月27日

イ 市選挙管理委員会事務局、緑区選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局及び南区選挙管理委員会事務局

概 要	措置公表日
<b>【委託料の支出に関する事務(市選挙管理委員会事務局)】</b> 第25回参議院議員通常選挙投票所入場整理券等作成業務委託の契約において、次のような事例が見られた。 (ア)「契約の相手方が、過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者」である場合に契約保証金の納付を免除できるものと契約規則は規定しているが、契約相手方から提出された2件の契約書写しを確認したところ、1件は本契約とほぼ同種類の契約であったものの金額及び予定数量において同規模とは認め難く、1件は種類及び規模の双方が同等とは認め難い契約であったにもかかわらず、契約相手方に対し契約保証金の納付を求めていなかった。 (イ)「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」を確認したところ、「契約の相手方とする理由」の欄に「履行を確実なものとするためには、早急に業者を選定する必要があることから」と記載されていたにもかかわらず、「地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号」の欄では、第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)ではなく、第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)が根拠法令として選択されていた。	令和2年 3月27日
<b>【委託料の支出に関する事務(中央区選挙管理委員会事務局)】</b> 第25回参議院議員通常選挙物品搬送委託の契約において、業者選定に当たり市が発出した見積合せに係る配布資料及び契約相手方から徴した請書に暴力団排除条例に基づく事項を記載していない事例が見られた。	令和2年 3月27日

## (2) 注意事項

### ア 秘書課及び会計課並びに消防局

概 要
<p><b>【委託料の支出に関する事務(指令課)】</b></p> <p>デジタル消防救急無線設備保守委託において、契約書の別紙「平成30年度デジタル消防救急無線設備保守費用年間明細」及び仕様書の別表「保守対応機器等一覧」に記載された保守対象機器の数量に誤りが見られた。また、契約相手方から提出された見積書においても数量に記載誤りがあるにもかかわらず、そのまま受領していた。さらに、支出負担行為書に添付されていた契約書案に誤りが判明したため、決裁権者へ報告するとともに修正した契約書により契約を締結したが、決裁文書に添付された契約書案の修正を怠ったことから契約書案と契約書の内容が相違していた。なお、記載誤り等による契約金額及び支払金額への影響はなかった。</p>

### イ 企画財政局

概 要
<p><b>【委託料の支出に関する事務(企画政策課)】</b></p> <p>次期総合計画策定に係るシンポジウム運営業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア)業者選定に当たり作成された予算執行伺書において、シンポジウムの開催告知に使用する駅貼り広告用ポスターの印刷費を算入せずに積算を行っていた。</p> <p>(イ) 予算執行変更伺書及び支出負担行為更正書に添付されていた変更設計書において、当該変更により執行しなくなった業務に係る減額すべき金額が、仕様書に定める当該業務の金額と相違していた。</p> <p>なお、積算誤り及び記載誤りによる契約金額への影響はなかった。</p>
<p><b>【委託料の支出に関する事務(企画政策課及び財務課)】</b></p> <p>3件の契約について、委託業務の遂行に当たり受注者がその労働者に対して指揮命令を行う請負契約として締結されたものであったが、発注者が労働者に対して指揮命令を行う労働者派遣であるかのような疑念を生じさせかねない「発注者は、受注者の委託業務遂行に必要な一切の事項を指示する」との記載が契約書に見られた。</p>
<p><b>【委託料の支出に関する事務(管財課)】</b></p> <p>(ア)相模原市役所本庁舎本館清掃業務委託において、契約書の清掃作業基準表と受注者から提出された清掃業務実施計画書の頻度、面積等に相違が見られた。</p> <p>(イ)本庁舎設備管理業務委託において、仕様書と受注者から提出された実施計画表の対象機器台数、水質検査項目数等に相違が見られた。また、仕様書に基づき市が受注者に対し1時間単位で指示する臨時の設備業務について、受注者は1日の実勤務時間を1時間単位に端数処理して算定した当該業務に係る委託料を市に請求しているが、仕様書には当該算定方法が示されていない。</p> <p>なお、それぞれの業務委託について受注者から提出された報告書類を確認したところ、清掃作業基準表等に基づき適正に実施されていた。</p>
<p><b>【委託料の支出に関する事務(資産税課)】</b></p> <p>平成31年度用固定資産税・都市計画税納税通知書印字及び封入封緘委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア)再委託に係る受注者から提出された承認申請書及び市が発出した承認通知書について、再委託する業務の内容に記載誤りが見られた。</p>

(イ) 契約書の個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき受注者から提出された作業責任者及び作業従事者に関する報告書類に記載漏れが見られた。

(3) 意見

概 要
<p><b>【個人情報の取扱いを外部に委託する場合の契約について(会計課)】</b></p> <p>市が個人情報の取扱いを外部に委託する場合の契約について確認したところ、委託基準に例示された措置のうち、守秘義務、事故時の対応、契約の解除など個人情報の適正な取扱いを確保するための事項が契約書に定められていなかったことから指摘事項としたところであるが、契約担当課においては、委託基準に定める契約上の措置例と同様の内容が受託者の定める利用規約や業務遂行に当たり準拠するガイドライン等に示されている場合には、契約書類に記載する必要がないものと認識していた。</p> <p>委託基準には、「契約上の措置例」を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものを削るなどして個人情報の保護のための措置を講じていく旨の記載があることから、契約上の措置例には取捨選択の余地があるものと解されるが、当該選択の判断は契約事務を所管する各課に委ねられている。</p> <p>今後、個人情報保護に関する事務を所掌する情報公開課及び情報セキュリティに関する事務を所掌する情報政策課においては、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に措置を講ずべき必須の事項や契約の実態に即して不要と認められる事項を例示するなど、契約事務を所管する各課が委託基準を正しく理解し適切に運用できるよう必要な支援について検討されたい。</p>
<p><b>【(仮称)相模原市行財政構造改革プランの策定について(企画財政局)】</b></p> <p>自治体を取り巻く行財政運営の状況は厳しさを増している。さらに、不可避の自然災害に伴う災害復旧・復興事業や、現在計画段階にある大規模公共事業の着工等によって見込まれる多額の経費は、将来にわたる本市の行財政運営を大きく圧迫するおそれも指摘されている。</p> <p>企画財政局による令和元年9月末時点の長期財政収支の仮試算において、令和9年度末には一般財源ベースで約134億円の歳出超過となり、これまでと同様の行財政運営を継続した場合、いずれは真に必要なとされる行政サービスの提供すら困難となる見通しが示されたところである。</p> <p>こうしたことから、令和元年11月には、本市の歳入規模や人口動態に応じた全く新しい行財政構造の構築に向け、「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を令和2年6月末までに策定することが公表された。</p> <p>改革プランの策定に当たっては、相模原市総合計画の基本構想で描く本市の将来像を堅持しつつ市民生活の安定を最優先課題とすることは言うまでもなく、今後、改革項目、数値目標などの具体性及び客観性や事業の廃止・見直しに係る合理性を市民に対して明確に示していくことが極めて重要である。さらに、全ての職員が現状と課題を共有し高い改革意識を持って業務に取り組むとともに、今後の人口減少社会の到来に向けたAIやIoTの積極的導入など、これまで以上に徹底した合理化、効率化に取り組む必要がある。</p> <p>行財政構造改革本部にあっては、広く市民や有識者の意見を取り入れつつ、実効性ある改革プランを速やかに策定し、徹底的な「選択と集中」による真に必要な事業の再構築に取り組まれたい。</p>

**【SDGs達成に向けた取組について(企画財政局)】**

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs(エスディーゼーズ)(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、2030年を年限として設定された17の国際目標であり、本市においても目標達成に向けた取組が進められているところである。

また、持続可能性の取組をレガシーとする2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、本市津久井地域などをコースの一部として同年7月に実施が予定されている自転車ロードレース競技の運営等を通じ、SDGsの理念を市内外へ積極的にアピールするとともに、市民一人ひとりが目標達成に向けた具体的な行動へ結びつけていく契機となるよう、更なる情報発信及び普及啓発に努める必要がある。

SDGs推進の主導的役割を担う企画財政局においては、今後策定する改革プランを踏まえた上で、各部局が実施する事務事業がより一層効果的なものとなるよう、引き続き、局区間の横断的な連携及び推進体制の構築に努めるとともに、環境、福祉、教育、経済などを担う各部局においては、市民、企業、団体や国、他自治体など多様な主体との連携を図り、イベントや事業など様々な機会を通じて、目標達成に向けた効果的な取組の推進を図られたい。

**【投票所入場整理券について(市選挙管理委員会事務局)】**

令和元年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙においては、政府による選挙日程の正式決定が遅れたことなどから、各自治体の選挙管理委員会は衆参同日選の有無などを見極めた上で選挙準備を進める必要に迫られることとなった。本市においては、前回の統一地方選挙では公示日翌日に有権者へ届き始めていた投票所入場整理券が、印刷開始の遅れにより期日前投票開始後5日目の7月10日に発送される事態となったため、市民から多数の問合せが寄せられるとともに、期日前投票所開設直後の投票者数は顕著に減少する結果となった。

昨今に見られる投票率の低迷は社会問題となっており、これまでに投票率向上のため投票締切時間の延長や期日前投票などの施策が導入されてきた経緯がある。このうち期日前投票については、選挙期日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があるなどさまざまな状況を考慮し、一定の事由に該当すると見込まれる者が対象となっており、本市においても期日前投票所での投票者数は年々増加傾向にある。

投票所入場整理券は、当日投票及び期日前投票に関する必要な情報を直接有権者に対し提供する重要な書類であり、その送付時期は選挙の投票率に影響を及ぼしかねないことから、今後は適時かつ確実に有権者の手元に届くよう、次回の選挙に向け所要の対応を図られたい。

**【請書の記載事項について(中央区選挙管理委員会事務局)】**

委託料の支出に関する事務について確認したところ、見積合せに係る通知及び請書に条例に基づく暴力団排除に係る事項を記載していなかったことから指摘事項としたところであるが、担当職員及び管理監督者は、契約書の作成を省略できる場合の契約については条例に基づく事項を契約書類に記載する必要がないものと認識していた。

条例第7条には、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動の助長及び運営に資することのないよう、必要な措置を講ずる旨が規定されている。また、契約規則第31条第1項には、予定価格が契約規則第26条に規定する契約の種類に応じた額(同条第1号及び第2号にあつては100万円)を超えない場合等については契約書の作成を省略できることとされているが、その場合には契約規則第31条第2項により契約書に準じて必要な事項を記載した請書を提出させなければ



ならないことから、同項の規定に準拠して請書等にも条例に基づく暴力団排除に係る事項を記載すべきものと解される。

今後、契約事務を所管する各課においては、契約書の作成を省略できる場合の契約関係書類の取扱いについて、条例及び契約規則に基づく正しい認識の下、適正な契約事務の執行に努められたい。

#### 【選挙事務について(中央区選挙管理委員会事務局)】

市は、平成27年4月執行の第18回統一地方選挙において南区で発生した不適正な選挙事務処理を機に、相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会の答申に基づく「選挙事務に係る改善計画」を平成28年1月に策定し、選挙事務の適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、令和元年7月には、平成31年4月に執行された統一地方選挙において中央区の開票事務で使用した投票用紙計数機の中から集計されていない投票用紙3枚が発見され、これらの投票が開票結果に反映されていなかったことが判明した。

選挙制度は民主主義の根幹をなすものであり、選挙の結果について有権者に疑念を抱かれないためにも、選挙事務を厳正かつ正確に執行することが求められている。

市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局においては、同様のミスが再発することがないように、徹底した原因の究明や検証に基づく実効性の高い予防措置を講じるとともに、選挙の透明性・公正性の確保に向け、選挙の執行・管理に当たる職員一人ひとりの意識向上に努められたい。

## 第2 行政監査

### 1 実施方法

財務監査の対象とした局、区等に対し、重点調査項目として監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について、財務監査と併せて監査を実施した。

上記の監査とは別に、社会の動向や本市を取り巻く内外の諸状況等を勘案した上で、複数の局、区等に横断的に実施されている事業について時宜に適ったテーマを定めて実施した。

いずれの監査も、市の事務執行の経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性を観点として実施した。

### 2 実施手続

財務監査と同様である。

### 3 監査対象部局及び監査実施日

#### (1) 行政監査(財務監査と併せて実施)

監査対象部局等	監査実施日
秘書課及び消防局	令和元年10月3日
企画財政局及び農業委員会事務局	令和2年1月8日

都市建設局を対象として実施する予定であった行政監査については、令和元年東日本台風に伴う災害対応のため、中止した。

(2) 行政監査(単独実施)

監査対象課等	監査実施日
「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」第2条第1項に定める審議会等を所管する課等	令和2年2月17日

4 監査の結果

(1) 行政監査(財務監査と併せて実施)

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマと定め監査を実施した結果、調査に当たり確認した各種書面及び聴取内容の限りにおいて、指摘事項となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていた。

(2) 行政監査(単独実施)

「審議会等の運営について」をテーマに定め、審議会等が「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)に則し適切に運営されているか、また、その答申等が市政に反映されているかなどを検証し、より一層公正かつ効率的な市政運営に資することを目的として監査を実施した。

区分	件数
検討すべき事項	3件
意見	4件
計	7件

ア 検討すべき事項

概要	措置公表日
<p><b>【答申書の処理について(秘書課、産業政策課、廃棄物政策課及び市営住宅課)】</b></p> <p>審議会等の答申書の処理について調査したところ、表彰審査委員会、企業立地等審査会、廃棄物減量等推進審議会及び住宅審議会の答申書において、収受をはじめとする公文書の処理手続が行われていることが確認できなかった。</p>	令和2年 3月23日
<p><b>【民生委員推薦会の運営について(地域福祉課)】</b></p> <p>民生委員推薦会の運営について調査したところ、同推薦会は民生委員・児童委員の一斉改選に合わせて3年に1回開催され、その後の欠員補充に伴う候補者の推薦については、その都度開催せず文書審議により委員の承認を得ていることを確認したが、当該文書審議の結果に至るまでの過程を記録した審議会等文書が作成されていることが確認</p>	令和2年 3月23日

できなかった。	
<p><b>【高齢者入所判定委員会の運営について(中央高齢者相談課)】</b></p> <p>高齢者入所判定委員会の運営について調査したところ、附属機関の設置に関する条例に定める同委員会の設置目的は、老人福祉法第11条第1項の措置の要否について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとされているが、委員会の会議において措置の要否を審議して判定結果が会議等報告書に記載されていることは確認できたものの、諮問に基づく答申を行っていることが確認できなかった。</p>	検討中

## イ 意見

概 要
<p><b>【審議会等文書の取扱いについて】</b></p> <p>審議会等における文書管理について、情報公開課長通知に示された文書管理が徹底されておらず、審議会等文書の処理・管理の方法が審議会等によって異なっている状況が見られた。</p> <p>公文書は、行政の内部資料としてのみならず、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであり、適切な管理及び保管が求められる。情報公開課長通知が発出されてから相当期間が経過し、現状では十分な庁内周知が図られているとは言い難いことから、公文書事務の総括に関することを所管する情報公開課においては、手引書の作成など、改めて審議会等文書の適切な管理に資するよう所要の対応を講じられたい。</p> <p>また、審議会等印の取扱いについて庁内で統一性を欠いている状況を踏まえ、公印の管理の総括に関することを所管する情報公開課においては、審議会等印の統一かつ適切な取扱いがなされるよう所要の対応を講じられたい。</p>
<p><b>【会議録の公開及び会議資料の配架について】</b></p> <p>会議を非公開としている審議会等において、会議録も非公開としている場合と、一部の事項を記載した会議録を公開している場合が見られた。また、複数回の会議の会議録をまとめて公開している事例や、本庁舎行政資料コーナーへの会議資料の配架が1か月以上遅延している事例が見られた。</p> <p>会議録や会議資料等の情報を市民等に適時適切に公開することは行政運営の透明性を高め、開かれた市政の推進に寄与するものであることから、所管課においては、審議会等公開基準の趣旨を十分に踏まえて会議録の公開の適否を判断し、可能な部分は積極的に公開するよう努めるとともに、会議録の速やかな公開及び会議資料の速やかな配架を徹底されたい。</p> <p>併せて、公開基準を所管する情報公開課においては、適切な会議録の公開及び会議資料の速やかな配架が行われるよう更なる周知を図られたい。</p>
<p><b>【委員の選任について】</b></p> <p>審議会等の委員の選任状況について、基本指針において原則が示されている在任期間や兼職数に係る上限を超えている事例が散見された。公平性・公正性の確保、多様な人材の活用、審議の硬直化の防止といった観点で各界各層からの幅広い意見を反映することは重要であることから、所管課においては、基本指針の趣旨を十分に踏まえ、真にやむを得ない場合を除き、基本指針に示された原則に従って委員の選任に当たるよう努められたい。</p>

**【審議会等の運営について】**

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化が進む中、それらを的確に捉えた行政サービスを提供し、効果的・効率的な行政運営を推進するためには、施策立案や事務事業の執行過程において市民や関係団体、外部の専門家など様々な立場の意見を反映させるという審議会等の役割が、これまで以上に重要となっている。

そうした状況を踏まえ、所管課においては、審議会等について、その設置目的や役割に照らし、法に基づく附属機関としての機能が十分に発揮されているか常に検証を行うとともに、新たな行政課題や行政需要への取組に審議会等の活動成果を活用できるよう、その運営について不断の改善に努められたい。

併せて、市民の自主的・主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップの下、開かれた市政の一層の推進に資するよう、情報公開や幅広い委員の選任をこれまで以上に進めるなど、審議会等の適切な運営に努められたい。

**第3 小・中学校監査**

**1 実施方法**

小・中学校監査は、主に学校における児童及び生徒の安全が確保されているか、現金の保管及び出納が適正に行われているかについて、正確性、合規性の観点を中心として、財務監査と行政監査を併せて実施した。監査対象の選定に当たっては、過去の実施状況等を勘案して決定した。

**2 実施手続**

財務監査と同様である。

**3 監査対象校及び監査実施日**

監査対象校	監査実施日
南大野小学校、相模台小学校、相武台小学校、光が丘小学校、桜台小学校、青葉小学校、淵野辺東小学校、青野原小学校、上溝中学校、共和中学校、鳥屋中学校及び青野原中学校	令和元年 7 月 4 日

**4 監査の結果**

区分	件数
指摘事項	2 件
注意事項	1 2 件
意見	2 件
計	1 6 件

( 1 ) 指摘事項

概 要	措置公表日
<p><b>【現金等の管理について(南大野小学校、相武台小学校、光が丘小学校、青葉小学校、青野原小学校及び鳥屋中学校)】</b></p> <p>複数の学校において、校内の金庫で現金を保管し、日常的に現金の受払いを行っていたにもかかわらず、学校財務事務取扱要領に定める出納簿が備えられていなかったことから、現金の収支が明確であること及び学校長による残高確認がされていることが書面により確認できなかった。</p>	<p>令和元年 8月29日</p>
<p><b>【現金等の管理について(青野原小学校)】</b></p> <p>学校の管理下で負傷した児童の保護者に対する給付金について、学校長名義の預金通帳に振り込まれた後、保護者への連絡を怠り、長期にわたり保護者に支払われていなかった。</p>	<p>令和元年 8月29日</p>

( 2 ) 注意事項

概 要
<p><b>【現金等の管理について(光が丘小学校、青野原小学校及び共和中学校)】</b></p> <p>給付金等を管理する学校口座に、口座開設時の入金、預金に対する利息及び出所が判明しない不明金が複数年にわたり存在していたにもかかわらず、毎年度末等における残高の調査及び出所等の把握が行われていたことが確認できなかった。</p>
<p><b>【現金等の管理について(青葉小学校)】</b></p> <p>人権福祉・交際費において学園緑化推進事業に伴う苗の購入費の立替えを行っていたが、立替簿が整備されていなかった。</p>
<p><b>【現金等の管理について(共和中学校)】</b></p> <p>中学校課外活動助成金の執行において、必要の都度、学校口座から現金を引き出すことなく長期間立替えが行われていた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(相模台小学校)】</b></p> <p>勤務場所から出張先までの往路の旅費について、「旅費の手引き」に従い時間的経済性を優先して経路を決定したにもかかわらず、金銭的経済性を優先した場合(安価な経路)の金額を上限として旅費を支給していた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(光が丘小学校及び青野原小学校)】</b></p> <p>自家用自動車による出張について、合理的な理由がなく最短経路と異なる経路を用いて算定したことにより旅費を過大に支給していた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(鳥屋中学校)】</b></p> <p>公共交通機関を利用した出張について、出張命令票兼出張命令簿に運賃を誤って記載したことにより支給額に不足が生じていた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(鳥屋中学校)】</b></p> <p>JRの運賃計算の特例(特定都区市内)を利用せずに算定し、また、命令票に運賃を誤って記載したことにより旅費を過大に支給していた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(青野原中学校)】</b></p> <p>自家用自動車による出張について、誤った距離を用いて旅費を算定したことにより支給額に不足が生じていた。</p>
<p><b>【旅費の支出について(青野原中学校)】</b></p> <p>自家用自動車による出張について、往復分の旅費を支給すべきところ、片道のみ</p>

を支給していた。

**【旅費の支出について(青野原中学校)】**

鉄道利用による出張について、同一会社線を一括して算定すべきところ、各々の路線の運賃を積算して算定したことにより旅費を過大に支給していた。

**【旅費の支出について(青野原中学校)】**

勤務場所から自宅に一旦帰宅する場合の出張において、旅費の算定から除外すべき勤務場所から自宅までの経路について自家用自動車を使用した距離に基づき算定し、また、鉄道利用による経路について金銭的経済性を優先せずに旅費を算定したことにより過大に支給していた。

**【旅費の支出について(青野原中学校)】**

命令票に記載された職員1名分の算定額が旅費実績額報告書に記載されていなかったことにより、旅費が支給されていなかった。

(3) 意見

概 要

**【小・中学校における現金管理について】**

校内の金庫で現金を保管し日常的に現金の受払いを行っていたにもかかわらず、出納簿による日ごとの現金出納の記録及び学校長による残高確認が行われていない事例が複数の学校において見られ、現金取扱事務の透明性を欠く不適正な事務処理が行われていたことから指摘事項としたところである。これらの学校以外においては、出納簿としての要件を満たした帳簿を備えていたが、財務要領や「学校財務の手引き改訂版」には出納簿の様式は示されていないことから、各校が独自のものを使用している状況であった。また、複数の学校において、給付金を管理する学校口座に不明金等が長期にわたり存在していた事例が見られた。

こうした状況に鑑み、教育委員会は、各小・中学校における現金受払いの実態を早急に把握するとともに、学校の意見等を聴きつつ市の現金出納員事務の運用等を参考として現金取扱事務全般の見直しを行い、効率的かつ効果的な事務処理手順や標準的な様式を定めて各学校に十分周知するなど、必要な措置を講じられたい。

**【給付金の取扱いについて】**

給付金を管理する学校長名義の預金通帳及び関係書類を確認したところ、市を経由して学校口座に給付金が振り込まれていたにもかかわらず、保護者への連絡を怠り、長期にわたって支払が行われなかったことから指摘事項としたところである。

災害共済給付を受けるための一連の手続については「相模原市学校保健の手引き」に示されており、各小・中学校に対してその運用等が周知されているところであるが、学校口座に給付金が振り込まれた後の保護者への支払に関しては「金額等確認の上、口座から引出し、保護者へ支払う」との記述があるのみで、保護者への連絡方法や経過記録の作成、原則的な支払時期、現金の保管等の取扱いなどの記載はなく、各学校の判断に委ねられている状況であった。

今後、教育委員会は、各小・中学校が統一的な運用の下で遺漏なく給付金の支払事務を執行できるよう「相模原市学校保健の手引き」の充実を図るとともに、現行の支払方法を見直すなど、必要な措置を講じられたい。

## 第4 工事監査

### 1 実施方法

市の執行する土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性、併せて工事の安全性を観点として実施した。

第1期の工事監査は、契約金額、工種、設計変更、入札方法及び工事の進捗状況を総合的に勘察し、対象とする工事を抽出して行った。

また、第2期の工事監査は、工事請負費及び施設修繕料を対象として、第3期の財務監査に併せて着手したが、令和元年東日本台風による災害対応のため中止した。

### 2 実施手続

財務監査と同様である。

第1期は、専門的な知識を活用するため、技術士の資格を有する者を擁する団体に、計画、設計、積算及び施工技術の調査を委託して実施した。

### 3 監査対象工事、対象課及び監査実施日

	監査対象工事	監査対象課	監査実施日
第1期	公共下水道管きょ耐震化工事 (H30-2工区)	下水道保全課、契約課 及び技術監理課	令和2年 1月8日

### 4 監査の結果

本工事の計画、設計、積算及び施工についてはおおむね良好と認められた。

区分	第1期
指摘事項	0件
注意事項	0件
意見	1件
計	1件

#### (1) 意見

概要
近年、地球温暖化傾向により局地的大雨や集中豪雨が全国各地で頻発しており、令和元年台風第19号では、本市においても、記録的な豪雨に伴う土砂災害や浸水等により津久井地域を中心に甚大な被害がもたらされたところである。 本工事のように既設下水道管きょ内で雨水排水機能を確保しながら施工する場合には、集中豪雨等に伴う管きょ内の急激な水位上昇による事故発生リスクが高まることから、施工場所の上流域を含めた地域の気象情報等に基づく工事の中

止等、適時適切な対応の検討や実際の退避行動の訓練等、自然災害等に備えた施工現場における緊急時の対策を講じることは大変重要である。

今後も同種の工事の実施に当たっては、受注者から提出される施工計画書の内容について緊急時における十分な対策が講じられていることを確認し、必要に応じて検討を指示するなど、引き続き施工現場における安全対策の実施及び安全管理体制の確保を徹底されたい。

## 第5 財政援助団体等監査

### 1 実施方法

財政援助を行っている団体、出資団体、債務保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対する監査は、団体において当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを観点として、次のとおり実施した。

併せて、監査対象団体を所管する市の局部等の当該団体への指導、監督が適切に行われているか等についても監査を実施した。

#### 【指定管理者監査】

公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合规性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施した。

なお、令和元年度は、公の施設を管理している団体を対象に、第1期は平成30年度の監査結果を踏まえ、同一団体に対して監査を実施し、第2期はこれまで監査を実施していなかった団体に着目して監査を実施した。

### 2 実施手続

財務監査と同様である。

実施計画の策定及び監査の手続に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

### 3 指定管理者監査の対象、市所管課及び監査実施日

#### (1) 第1期

##### ア 対象施設

相模原市立環境情報センター

##### イ 指定管理者

株式会社ウイツコミュニティ

##### ウ 市所管課

環境政策課

##### エ 監査実施日

令和元年10月29日



( 2 ) 第 2 期

ア 対象施設

相模原市立男女共同参画推進センター

イ 指定管理者

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

ウ 市所管課

人権・男女共同参画課

エ 監査実施日

令和 2 年 1 月 2 8 日

4 監査の結果

区分	指定管理者	市所管課
指摘事項	5 件	3 件
注意事項	5 件	4 件
意見		2 件
計	1 0 件	9 件

( 1 ) 指摘事項

ア 指定管理者

概 要	措置公表日
<b>【施設利用料金収入について】</b> (第 1 期) (ア) 利用日を変更する場合における、従前の利用日の利用の取消しに係る既納料金の還付処理を行わず、既納利用料金の全額を変更後の利用日における利用料金として充当していた。 (イ) 継続利用に係る利用料金について、仕様書で定められた区分に加え、「延長・繰上」分の利用料金を誤って収受していた。	令和元年 12月26日
<b>【現金の管理状況について】</b> (第 1 期) 平成 3 0 年度の監査の結果に基づき、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から現金受払簿を整備しているものの、同年 9 月以前の利用料金等に係る収入金について、同年 1 0 月以降の現金出納とは区分して整理したことにより、銀行口座の預金通帳の記録と現金受払簿とが一致していなかった。	令和元年 12月26日
<b>【第三者業務の承認について】</b> (第 1 期) センターのホームページの制作について市内業者と委託契約を締結しているが、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。	令和元年 12月26日
<b>【会計処理について】</b> (第 2 期) (ア) 会計規程等において勘定科目が定められているが、関係帳簿毎に異なる勘定科目が用いられていた。 (イ) 会計規程で定められた主要簿のうち総勘定元帳が作成されておらず、複式簿記の原則に従った会計処理を行っていることが確認	令和 2 年 7 月 2 日

<p>できなかった。また、補助簿のうち一部の現金に係る現金出納帳のほか、預金出納帳等を作成していることが確認できなかった。</p> <p>(ウ) 補助簿の残高等と総勘定元帳の金額を毎月末に照合し、報告していることが確認できなかった。</p> <p>(エ) 支出調書をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる経費以外の経費について支出予算執行伺の作成を省略している事例が見られた。</p>	
<p><b>【現金の管理状況について】(第2期)</b></p> <p>(ア) 一部の現金について、現金出納帳を作成していることが確認できなかった。</p> <p>(イ) 令和元年7月分の支出調書20件のうち10件について現金で支払を行っていたが、当該支払用現金の管理方法等取扱いに関する規程等が定められていなかった。</p> <p>(ウ) 規程等で定められた手持現金の額を超えた現金がセンター内に保管されていた。</p> <p>(エ) 一部の現金について、関係帳簿と毎日照合していることが確認できなかった。また、預貯金についても同様に、毎月照合していることが確認できなかった。</p>	令和2年 7月2日

## イ 市所管課

概 要	措置公表日
<p><b>【指定管理者に対する財務に関する事務について】(第1期)</b></p> <p>指定管理者が行ったセンターの施設利用料金の収入に関する事務において、利用料金の還付等が施行規則及び仕様書に定めるとおり適正に行われていない事例が見られたほか、センターの保有する現金が現金受払簿に的確に反映されていない事例が見られた。</p>	令和元年 12月26日
<p><b>【第三者委託の承認について】(第1期)</b></p> <p>指定管理者が市内事業者と締結したセンターのホームページ制作委託契約について、協定書に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった。</p>	令和元年 12月26日
<p><b>【指定管理者に対する財務に関する事務について】(第2期)</b></p> <p>会計規程等の規定と異なる会計処理をしている事例が見られた。また、会計規程等に定める限度を超える額の支払用現金等が保管されていたが、その取扱いに関する規程等が定められておらず、徴収した使用料以外の現金については毎日残高を関係帳簿と照合していることが確認できなかった。</p> <p>さらに、会計規程に定める収支計算書等の計算書類の名称が、法令に準拠していない事例が見られた。</p>	令和2年 7月2日

## (2) 注意事項

### ア 指定管理者

概 要
<p><b>【指定管理業務に係る出納事務について】(第1期)</b></p> <p>協定書において市が平成31年4月に支払うものと定めている指定管理料につい</p>

て、市に対して令和元年5月20日付けで請求書を提出し、収入日は同年6月7日であった。

**【現金の管理状況について】(第1期)**

平成31年4月24日付けの領収印が押印されたコピー機利用料金領収書が同年5月17日に発行されていた。当該料金については、現金受払簿及び日計表に同年4月24日に収受した記録があるが、市に提出した月次報告においては、当該料金を収受した4月分としてではなく、当該領収書を発行した5月分の印刷機器利用料金の収納記録として報告されていた。

**【指定管理業務に係る出納事務について】(第2期)**

協定書において市が令和元年10月に支払うものと定めている指定管理料について、市に対して令和元年11月1日付けで請求書を提出し、収入日は同月20日であった。

**【指定管理業務に係る出納事務について】(第2期)**

- (ア) 講座の実施に伴うボランティアスタッフの謝礼及び旅費交通費に係る支出調書の決裁日が当該謝礼等の請求日より前の日付になっていた。
- (イ) 金庫に保管された現金について、金庫内保管金リストへの記載が確認できなかった事例が散見された。

**【収支予算書の変更に係る協議について】(第2期)**

事業費から施設管理運営費に予算を流用していたが、収支予算書の変更に係る市との協議が行われたことが確認できなかった。

イ 市所管課

概 要
<p><b>【指定管理者に対する財務に関する事務について】(第1期)</b></p> <p>協定書において平成31年4月に支払うものと定めている指定管理料について、指定管理者から令和元年5月20日付けで請求書が提出され、同年6月7日に支払われていた。</p>
<p><b>【指定管理者に対する財務に関する事務について】(第1期)</b></p> <p>指定管理者選考委員会によるモニタリングにおける評価の指標の一つとなっている成果指標について、前回の監査の結果において、目標人数の設定に係る協議の経過を記録するなど公平性、透明性の確保に関する意見を付したところであるが、目標人数の設定に係る協議の記録が明確に残されていない事例が散見された。</p> <p>また、指定管理者から提出された平成31年度の年間事業計画書においては、仕様書で市が求めている環境学習事業の回数(年間20回以上)に対し、対象者と開催回数が示されているものの、講座の名称や実施時期などに関する具体的な記載がなかった。</p>
<p><b>【指定管理者に対する財務に関する事務について】(第2期)</b></p> <p>協定書において令和元年10月に支払うものと定めている指定管理料について、指定管理者から令和元年11月1日付けで請求書が提出され、同月20日に支払われていた。</p>
<p><b>【収支予算書の変更に係る協議について】(第2期)</b></p> <p>収支予算書の変更に係る指定管理者との協議が行われたことが確認できなかった。</p>

(3) 意見

概 要
<p><b>【第1期】</b></p> <p>今回の監査では、会計経理及び現金管理に関する規程や「現金受払簿」、「日計表」、「現金照合表」等の帳簿が整備されており、平成30年度の収支決算書はおおむね適正に作成されていることを確認した。また、監査を実施した限りにおいて、監査の結果に基づく措置等が講じられ、再発防止に係る所要の取組が継続的に実施されているものと認められた。</p> <p>引き続き、指定管理者との連携を密にし、更にきめ細かな点検・指導を行うとともに、モニタリングの実施方法の見直しを図ってその実効性を高めることにより、多様化するニーズに対応した事業展開と施設の適正な管理運営に努められたい。</p>
<p><b>【第2期】</b></p> <p>今回の監査では、市へ提出された収支決算書が適正であることを確認したものの、会計規程等の規定とは異なる会計処理をしているなど適正性を欠く事例が見られたことから、所管課においては、日常的な管理業務の実施状況や規程、マニュアル等の整備状況を点検・確認し、その結果に基づき必要な指示を適時かつ適切に行うとともに、複式簿記の原則に従った会計処理への移行を検討するなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。</p> <p>また、指定管理者は、幅広い事業を企画・運営して男女共同参画の推進に真摯に取り組んでおり、指定管理者選考委員会によるモニタリングにおいても高い評価を得ていることから、引き続き、協定書等に基づく事業を適切に実施して利用者に対するサービスの安定的な提供に努めるとともに、所管課は指定管理者との連携を密にし、センターの設置目的を効果的に達成するため、多様化するニーズに対応した事業展開と施設の適正な管理運営の支援に努められたい。</p>

## 第6 監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因

### 1 法令・条例等の規定の確認不足

<p><b>法令等の確認不足により事務処理を誤ったもの</b></p>	<p>個人情報取扱事務委託基準に定める契約上の措置例のうち、作業場所の特定、守秘義務、定期報告及び緊急時報告、監査及び検査、事故時の対応並びに契約解除に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第167条の16第1項に基づき、契約相手方に納めさせなければならない契約保証金の納付を契約相手方に対し求めていなかった。</p> <p>「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の「契約の相手方とする理由」欄に、「履行を確実なものとするためには、早急に業者を選定する必要があることから」と記載されていたにもかかわらず、「地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号」の欄では、第5号ではなく、第2号が根拠法令として選択されていた。</p> <p>答申書の処理について、收受をはじめとする公文書の処理手続が行われていることが確認できなかった。</p> <p>協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。</p> <p>施設の利用料金について、利用日を変更する際に規則に定められた従前の利用日の利用取消しに係る還付処理を行わず、変更後の利用料金として充当していた。</p> <p>継続利用に係る利用料金について、仕様書で定められた区分に加え、「延長・繰上」分の利用料金を誤って收受していた。</p> <p>会計規程において複式簿記の原則に従った会計処理が定められているにもかかわらず、主要簿である総勘定元帳及び補助簿の一部が作成されていることが確認できなかった。</p>
-------------------------------------	---

### 2 検証事務の不足

<p><b>市が作成した書類や受注者から提出を受けた書類の確認が不足していたもの</b></p>	<p>見積合せに係る配布資料及び請書に暴力団排除条例に基づく事項を記載していない事例が見られた。</p> <p>業務委託契約において、発注者が労働者に対して</p>
--	--

	<p>指揮命令を行う労働者派遣であるかのような疑念を生じかねない記載が契約書に見られた。</p> <p>清掃業務委託において、契約書の清掃作業基準表と受注者から提出された清掃業務実施計画書の頻度、面積等に相違が見られた。</p> <p>設備管理業務委託において、仕様書と受注者から提出された実施計画表の対象機器台数、水質検査項目数等に相違が見られた。</p>
--	---

### 3 現金取扱事務に係る確認不足

<p><b>現金取扱職員や複数人によるチェックが徹底されていなかったもの</b></p>	<p>現金の収支が明確であること及び学校長による残高確認がされていることが書面により確認できなかった。</p> <p>申請者への給付金について、連絡を怠り、長期にわたり給付金が支払われていなかった。</p> <p>指定管理業務において、利用料金等の収入金に係る銀行口座の預金通帳の記録と現金受払簿とが一致していなかった。</p> <p>指定管理業務において、一部の現金について現金出納帳を作成していることが確認できなかった。</p>
--	--

### 4 財務会計事務・出納事務に係る確認不足

<p><b>財務取扱職員や複数職員によるチェックが徹底されていなかったもの</b></p>	<p>予算の執行に関する規則に基づく補助事業等実績報告書の添付書類に計算誤り、記載漏れ及び誤記が散見された。</p> <p>予算の執行に関する規則に基づく補助金等の額確定通知書を通知していなかった。</p>
---	---

## 第7 監査の結果等に基づく意見

### 1 契約事務における個人情報の取扱いについて

令和元年度の財務監査では、個人情報を含む事務を委託する際の契約書に、作業場所の特定や守秘義務など個人情報の適正な取扱いを確保するための事項が記載されていない契約等があり、依然として契約事務に係る不適切な事務処理の事例が見られた。

契約事務については、契約書の不備や誤り、契約書と仕様書の不整合等を全庁共通な業務レベルのリスクとしてリスク管理が行われているものと承知している。

日常的モニタリングや独立的評価を通じて状況を把握し、より一層の改善を図りたい。

### 2 指定管理業務の適正性の確保について

公の施設の指定管理者監査では、指定管理者が行った施設利用料金の収入に関する事務において利用日や利用時間の変更に係る利用料金の取扱いが規定に定めるとおりに行われていなかった事例や、指定管理業務に係る出納その他の事務において総勘定元帳が作成されていないなど法人の会計規程に基づかない会計処理を行っていた事例が見られた。

市は施設の設置者として、その設置目的を達成するため、協定書等に基づく管理事務が適正に行われているかを点検・調査し、必要な指示を行う立場にある。

協定書や指定管理者の各種規程等の内容と実施事業にかい離が生じていないか定期的な点検・確認のルール化を図り、指定管理者制度による公共施設の管理が適正に執行されるよう努められたい。

### 3 効果的な内部統制制度の運用について

令和元年度の監査においては、従前から指摘事項としていたにもかかわらず、法令や条例等の規定の確認不足による事務処理誤りなど、これまでと同様の不適正又は不適切な事務処理等の事例が見られた。こうした状況は、組織としてのリスク管理が十分に機能していないことによるものと思われる。

本市の内部統制は、「事務の効率的かつ効果的な執行」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」及び「財務報告等の信頼性の確保」に取り組み、本市行政の信頼性及透明性の確保を図ることを目的としている。内部統制は、適切な統制体制の下、職員一人一人の適正な事務執行により機能するものであるので、内部統制の実効性を高め、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努められたい。

## 第2章 令和元年度の検査実施状況

### 第1 例月現金出納検査

例月現金出納検査の実施方法及び実施手続を次のように定め、検査を実施した。

#### 1 実施方法

例月現金出納検査は、会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの合规性を観点として実施した。

- (1) 各月の収支計算の正否を検査する。
- (2) 関係諸表等の計数の正否を検査する。
- (3) 現金、預金残高の正否及び歳計現金管理の適否を検査する。
- (4) 証書類は、適法なものかを検査する。
- (5) 収入及び支出書類の適否を検査する。

#### 2 実施手続

- (1) 監査委員は、会計管理者及び市長に対して、検査の実施を通知する。
- (2) 監査委員は、事務局長をして、実施計画に基づき検査の手続を行わせるものとする。
- (3) 事務局長は、監査委員に対して、検査の手続が終了したときは、その結果を報告する。
- (4) 監査委員は、検査を実施し、その結果を講評する。
- (5) 監査委員は、議長及び市長又は財産区議会議長及び財産区管理者としての市長に対して、検査の結果を提出する。

#### 3 検査の結果

12回実施した各月の例月現金出納検査の結果、公金の収支計数及び出納事務について、正確及び適正であることを確認した。



### 第3章 令和元年度の審査実施状況

#### 第1 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査及び基金運用状況審査の方法を次のように定め、審査を実施した。

##### 1 一般会計、特別会計及び川尻・中沢財産区特別会計

###### (1) 審査の方法

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、財務監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

###### (2) 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数は正確であると認められた。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数は正確であると認められた。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められた。

決算の概要等については、審査の内容に記述するとおりである。

なお、決算審査意見書において意見を付した事項及び財務監査等において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

###### (3) 平成30年度決算審査における意見

###### ア 一般会計、特別会計

###### (はじめに)

平成30年度の当初予算編成は、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中で、市税収入の大幅な増加が期待できない一方、更なる扶助費の増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるなど、引き続き厳しい財政状況が続くとの見通しの下に行われた。

平成30年4月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、緩やかに回復している」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と報告されている。

こうした中、「新・相模原市総合計画」の基本構想に掲げた都市像の実現に向け、「後期実施計画」の着実な推進を図るため、「誰もが安全でいきいきと暮らせる安

心・福祉都市」「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」「やすらぎと潤い  
があふれる環境共生都市」「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」  
「市民とともに創る自立分権都市」の5つの基本目標の下、市政運営が進められ  
た。

「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」では、子育て支援の充実につ  
いては児童クラブや保育所の待機児童対策として、引き続き定員拡大が図られ  
るとともに、通院に係る小児医療費助成の中学校3年生までの対象拡大、新生児聴  
覚検査の新たな公費負担などが行われた。障害の有無にかかわらず誰もが安全で  
安心して暮らせる共生社会の実現については、「共にささえあい生きる社会 さが  
みはら障害者プラン」に基づき、障害等に関する理解の促進や重度障害者の地域生  
活の支援などの取組が行われた。そのほか、ひきこもり支援ステーションの設置や  
地域密着型の特別養護老人ホームなどの施設整備、市歯科医師会が新たに行う要  
介護高齢者等に対する歯科診療事業の支援などが行われた。

「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」では、学校教育の充実につ  
いて、子どもたちが「生きる力」を身に付けることができるよう、学習支援員の配置  
や放課後の補習学習の実施など確かな学力の育成に向けた取組が進められたほか、  
小学校における外国語教育の充実のための外国人英語指導助手の増員や英語教育  
アドバイザーの配置、スクールソーシャルワーカーの増員、小学校への校務支援シ  
ステムの導入などが行われた。教育環境の整備については、引き続き、校舎やトイ  
レ、屋内運動場の改修や空調設備の整備、学校施設の長寿命化計画の策定などの取  
組が行われた。また、生涯学習の振興については、地域の拠点として更なる機能充  
実のため麻溝公民館の移転整備及び清新公民館の大規模改修が進められた。その  
ほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車ロード  
レース競技の誘致などの取組、橋本地区における美術館整備に向けた具体的な  
機能等の検討、「人権施策推進指針」の改定などが行われた。

「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」では、地球温暖化対策として、燃料  
電池自動車購入費への助成や住宅用スマートエネルギー設備の導入奨励が行われ  
た。また、資源循環型社会の形成のため「第3次一般廃棄物処理基本計画」の策定  
や北清掃工場の長寿命化に向けた改良工事が進められたほか、産業基盤の強化と  
して、さがみはらロボット導入支援センターを中心とした中小企業への産業用ロ  
ボットの導入促進やロボット専門人材の育成支援などが行われた。

「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」では、首都圏南西部の  
広域交流拠点の形成のため、リニア中央新幹線駅が設置される橋本駅周辺地区に  
おける南口駅前広場の検討のための基本調査や土地区画整理事業の事業計画策定  
に向けた調整が進められたほか、相模原駅周辺地区においては、相模総合補給廠一  
部返還地の土地処分に係る調査や検討が進められた。また、交通ネットワークの充  
実のための県道52号(相模原町田)の整備に向けた取組や「新しい交通システム  
導入基本計画」に基づく幹線快速バスシステムの導入に向けた取組が進められた。

「市民とともに創る自立分権都市」では、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第2次市民協働推進基本計画」の策定に向けた取組が行われたほか、地域活動の促進と地域経済の活性化を図るためのマイナンバーカード活用事業が進められた。また、地域特性を生かしたまちづくりのため、区の魅力づくり事業など区ビジョンに基づく施策の推進により区民主体によるまちづくりが進められた。そのほか、「人や企業に選ばれる都市」の実現に向け、本市の魅力を戦略的かつ効果的に発信するシティプロモーションが推進された。

なお、厳しい財政状況の中、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、「第2次さがみはら都市経営指針・実行計画」に基づき、市民協働や公民連携の推進、徹底した事務事業の精査・効率化、行政サービスの適正化などの取組が行われた。また、公共施設の老朽化による改修・更新に係る費用の増大や少子高齢化の進行による施設の利用形態の変化が見込まれていることから、「公共施設マネジメント推進プラン」に基づき、公共施設の規模やサービスの適正化に向けた取組が進められたほか、公共建築物の長寿命化計画の策定が進められた。

#### （財政状況）

本市の財政状況を平成30年度の普通会計決算で概観すると、前年度に比べ、歳入は47億298万円(1.6%)、歳出は44億9,229万円(1.6%)、それぞれ増加している。

財政指標から捉えてみると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付税制度では「1」以上の団体は普通交付税の不交付団体となっている。平成30年度の財政力指数(単年度ベース)は前年度に比べ0.001ポイント低下し、0.895となり、「1」を下回っている。

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、この比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされるが、平成30年度は98.1%と前年度に比べ0.3ポイント改善したものの、近年は90%を超えて推移しており、財政構造は依然として硬直化していると言わざるを得ない。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているが、前年度を0.1ポイント上回り4.8%となっている。

また、行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率は2.7%、将来負担比率は33.3%で早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても、資金不足額はない。

現在の本市の財政状況は、将来の市債の償還財源である減債基金も適切に積み

立てられ、中長期的な財政運営を示す指標等からも、健全財政を維持していると認められるが、扶助費などの増加や公共施設の老朽化への対応など財政需要が増大する中においては、引き続き様々なリスクに備えた上で歳入歳出全般にわたるきめ細かな見直しを不断に行い、各種財政指標の動向等を注視しつつ、財政規律に配慮し、中長期的視点に立った健全な財政運営に努めるよう要望する。

(歳入・歳出)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入 4,758 億 1,486 万円、歳出 4,616 億 2,410 万円となり、前年度に比べ、歳入では 27 億 3,579 万円(0.6%)の減少、歳出では 31 億 4,433 万円(0.7%)の減少となっている。

一般会計の歳入では、歳入の根幹をなす市税が前年度に比べ 135 億 4,294 万円の増加となった。これは、県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う県からの税源移譲による個人市民税の増加や、評価替に伴う固定資産税及び都市計画税の増加などによるものである。また、市税は市政運営に必要不可欠な自主財源であるため、その収入の確実な確保が求められるところであるが、本年度の調定額に対する収入額の割合を示す収入率は 97.5%で、前年度と比較すると 0.5 ポイント上昇している。なお、歳入に占める市税の割合は 43.3%で前年度に比べ 3.9 ポイント上昇し、市税などを含めた自主財源の歳入に占める割合は 54.2%で前年度に比べ 3.4 ポイント上昇した。

次に、収入未済額は 65 億 9,910 万円で、前年度に比べ 8,473 万円の増加となっている。収入未済額の主なものは市税の 30 億 2,330 万円であるが、現年課税分未納者に対する「納付お知らせセンター」による電話での納付勧奨や、休日・夜間における納税相談窓口の開設、早期の滞納処分の実施などの収納確保対策により、前年度に比べ 3 億 792 万円の減少となった。不納欠損額については、前年度と比較して 4,312 万円増加の 3 億 2,905 万円となっている。市税以外では、公立、私立を合わせた保育料の収入未済額が 1 億 4,303 万円で前年度と比較し 2,184 万円減少し、不納欠損額は 1,782 万円で前年度と比較して 373 万円の増加となった。市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づく全庁的な収納対策の強化に引き続き取り組むとともに、より一層納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、多様な手段を講じて市税等の収入率の更なる向上に取り組まれない。

市債については 280 億 7,910 万円で、前年度と比較すると 22 億 4,360 万円の増加となっている。歳入決算額に占める市債の割合は 9.5%で前年度と比較すると 0.6 ポイント上昇しており、市債の年度末現在高は 2,758 億 817 万円で前年度と比較すると 72 億 1,218 万円の増加となっている。市債は長期にわたって償還義務を負う借金であり、後年度の財政運営に著しく影響を与えるものであることから、各種財政指標に留意し、適切な市債発行に努めるよう要望する。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は 61.9%で前年度に比べ 0.5 ポイント低下しており、投資的経費は 7.1%で 1.2 ポイントの上昇、その他経費は

31.0%で0.7ポイント低下した。義務的経費の内訳では、人件費が7億7,096万円の減少、扶助費が25億1,319万円の増加、公債費が1億3,027万円の増加となっている。

扶助費をはじめとする義務的経費の増大により、投資的経費の占める割合は年々減少傾向にあるものの、平成30年度においては投資的経費の割合に若干の増加が見られたことは、街路事業をはじめとする積極的な国庫補助金等の確保に向けた取組の成果であると認められる。引き続き国・県補助金及び交付金や事業者からの負担金など特定財源の確保に努め、持続可能な都市経営を行っていくための行政需要に見合った投資的事業の推進に取り組まれない。

次に、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計についてであるが、国民健康保険は、少子高齢化の進展などで加入者の年齢構成が高く医療費も増加傾向にあることから財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、その安定化を図るための制度改正により平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体とされたところである。この制度改正に伴い、国民健康保険事業特別会計の歳入決算額は758億4,930万円で前年度に比べ102億7,015万円、歳出決算額は725億2,097万円で前年度に比べ100億4,366万円と、それぞれ大幅に減少している。

歳入の主なものである国民健康保険税は、159億5,695万円で前年度に比べ1億8,375万円の増加となっている。収入未済額は66億8,770万円で前年度に比べ10億2,340万円、13.3%の減少となっており、収入率は67.2%で前年度に比べ3.2ポイント上昇している。

今後は、「神奈川県国民健康保険運営方針」との整合を図りつつ、平成29年10月に策定された「相模原市国民健康保険財政健全化方針」に掲げる決算補填等を目的とした法定外繰入金の段階的な削減、保険税収納率の向上・収入未済額の削減等の目標を達成するための取組を着実に実施することにより、安定した医療給付及び健全な事業運営に取り組まれない。

(まとめ)

令和元年7月の政府「月例経済報告」によると、我が国の経済情勢は「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされており、国においては「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「新経済・財政再生計画」の実行元年である令和元年度は、社会保障改革を軸として、人づくり革命及び生産性革命の実現と拡大に向け、歳出・歳入改革の取組を進めるとしている。

本市の財政見通しについては、歳入の根幹をなす市税収入の緩やかな増加が当面は見込まれるものの大幅な増加は期待できない一方で、扶助費を中心とした義務的経費の増大や老朽化が進む公共施設の改修等への対応が必要となるなど、令和元年度以降は、より一層収支の均衡を保つことが難しくなるものと見込まれている。また、経常収支比率についても改善が図られているものの、依然として高い状況にあることから、引き続き、経常経費の見直しをはじめとする改善に向けた取組を進める必要がある。

人口減少社会における地方公共団体には、多様なニーズに対し、よりきめ細やかな対応が求められていると同時に、それらの行政サービスを支える制度は多様化、複雑化している。そうした状況下において、行政サービスの提供等の事務上のリスクを事前に洗い出し、識別及び評価した上で、その対応策を講じることによって事務の適正な執行を確保することが求められている。また、情報化の進展により飛躍的に事務の効率化が可能となった一方、データ化に伴う個人情報の流出やシステム障害等、不適正な事務処理のリスクは拡大する傾向にある。こうしたことから、適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることを目的とした地方自治法の改正により、令和2年度から市長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することが義務付けられ、本市においてもこれらに向けた取組が進められているところである。

なお、平成30年度の財産区特別会計の予算執行において、多額の交付金の未払事例が発生した。この事例は、担当職員の失念を起因としているが、組織としての当該業務に係る執行管理が不十分であったことに加え、予算執行状況の確認体制が適切に機能していなかったことから、多額の不用額が発生しているにもかかわらず未払の発見に至らなかったものである。今後は、組織全体での内部統制の再構築により再発防止に努めるよう要望する。

最後に、全ての職員が本市を取り巻く現状と課題を十分に認識し、これまで以上に危機意識と責任感を持ちながら適正に業務を遂行していくことが重要であり、将来にわたり質の高い市民サービスを継続的、安定的に提供していくため、施策目的の達成に必要な事業の精査・手法の見直しの徹底や将来の税源涵養など一層の歳入確保に向けた取組を進めるなど、効果的・効率的な行財政運営に努めるよう要望する。

#### イ 川尻財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすらぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区財政の健全な運営に努められるよう要望する。

#### ウ 中沢財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすら

ぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区財政の健全な運営に努められるよう要望する。

## 2 下水道事業会計

### (1) 審査の方法

審査に当たっては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

### (2) 審査の結果

審査に付された相模原市下水道事業会計決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、記載金額等の計数は関係諸帳簿等と符合し、予算の執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の意見、決算の概要等については、次のとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

### (3) 審査の意見

#### (はじめに)

本市の下水道事業は、将来にわたり下水道経営を持続していくための基本的な方向性を示す「相模原市下水道ビジョン」や「相模川流域下水道全体計画」を上位計画とした「相模原市下水道基本計画」を基本として、施設の長寿命化や改築・修繕費等の平準化、地震対策が示された「相模原市下水道施設維持管理計画」や「相模原市下水道施設地震対策事業計画」、都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害の解消への取組が示された「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」などに基づいた事業が着実に進められている。

一方で、総務省は施設等の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少など公営企業をめぐる経営環境の厳しさを指摘しつつ、中長期的な視野に基づく計画的な経営や経営健全化等を行うことが必要であるとし、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。

本市においても、経費負担原則に基づき繰出金を負担している一般会計について社会保障関係経費等の増大が見込まれるなど、これまでも増して下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

こうした中、平成30年度は、浸水対策として緊急雨水対策事業実施計画に基づ

く雨水幹線等の整備や、下水道施設地震対策事業計画に基づく施設の耐震化、下水道施設維持管理計画に基づく施設の計画的な改築・更新、合流式下水道の分流化事業などが行われた。また、津久井地域の公共下水道による污水管等の整備や、市設置高度処理型浄化槽の整備などの未普及対策が進められた。

平成30年度末の公共下水道事業の処理区域面積は7,673ha、前年度末に比べ23ha増加し、処理区域人口は694,229人、前年度末に比べ846人増加し、処理区域人口普及率は96.8%で0.2ポイント上昇した。水洗化人口は687,654人で前年度末に比べ823人増加し、水洗化率は前年度末と同じ99.1%であった。また、市設置高度処理型浄化槽は前年度末に比べ119基増加し、1,093基が設置されており、水源地域における水質環境の保全に重要な役割を担うものとなっている。

#### ( 予算執行状況 )

平成30年度の下水道事業全体における予算の執行状況を見ると、収益的収入は予算額162億2,347万円に対して、決算額は163億2,635万円(収入率100.6%)、収益的支出は予算額156億1,110万円に対して、決算額は147億1,863万円(執行率94.3%)となっている。

また、建設改良費の予算額128億8,985万円のうち、国の補正予算に伴う工事の前倒しなどにより64億6,144万円を翌年度に繰り越したことにより、資本的収入は予算額135億7,117万円に対して、決算額は66億461万円(収入率48.7%)、資本的支出は予算額204億5,198万円に対して、決算額は125億9,987万円(執行率61.6%)となっている。

公営企業である下水道事業は、将来にわたり安定的かつ継続的な経営が求められている。そのためには、計画的かつ効率的に事業運営が行えるよう、速やかな「経営戦略」の策定により、中長期的視点に立った年度計画としての予算を編成し、適切に執行されたい。

#### ( 経営成績 )

経営成績については、下水道事業全体での営業損益を見ると営業収益は105億2,921万円、営業費用は124億5,734万円で、19億2,812万円の営業損失となっている。また、主たる営業活動に伴って生じる維持管理費、職員給与費、減価償却費等の営業費用を、下水道使用料等の営業収益でどの程度賄っているかを示す営業収益対営業費用比率は84.5%(前年度比0.5ポイント減)であった。一方で、主たる営業活動以外の原因から生じる営業外損益は減価償却費に対する一般会計からの負担分等による他会計負担金27億2,322万円や、補助金等を長期前受金として一旦負債の部に計上し減価償却見合いで収益化した長期前受金戻入の22億9,641万円などにより32億2,222万円の営業外利益となっている。その結果、経常的に発生する収益とそれに要する費用を比較した経常損益は、12億9,409万円の経常利益となっており、全体の経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は109.1%(前年度比1.4ポイント増)となっている。

また、一般会計繰入金を企業債償還時に受け入れたことによる過年度長期前受



金戻入 2,964 万円や、未払金を精算したことによる過年度損益修正益 2,266 万円を特別利益として計上し、下水道用地の売却による固定資産売却損 131 万円を特別損失として計上したことから、当年度純利益は 13 億 4,510 万円となっている。なお、特別利益における過年度長期前受金戻入については、元金償還のための一般会計繰入金、対応する減価償却費を上回り、営業外収益の長期前受金戻入として収益化できなかった過年度の減価償却費見合い分を遡及して収益化し、計上しているものである。

全体の総収益と総費用を対比した総収益対総費用比率は、109.4% (前年度比 1.4 ポイント増) となっている。経営の収益性を示す指標は、その率が高いほど収益性が良好であるとされており、引き続き、収益性を考慮しつつ、中長期的視点に立った安定的な経営に取り組むよう要望する。

(財政状態)

平成 30 年度における下水道事業会計全体の資産総額は 2,507 億 9,110 万円で、前年度末に比べ 9 億 2,155 万円(0.4%)減少している。

資金調達源を示す負債、資本のうち負債の総額は 1,479 億 3,168 万円であり、固定負債が企業債償還を主因に 24 億 2,859 万円減少したことなどから前年度末に比べ 22 億 7,671 万円(1.5%)減少している。また、資本の総額は 1,028 億 5,942 万円である。これは利益剰余金が 13 億 4,641 万円増加したことなどから、前年度末に比べ 13 億 5,515 万円(1.3%)増加したものである。

使用料の収入状況を見ると、未収金は 17 億 972 万円で前年度に比べ 2,912 万円減少し、不納欠損額は 1,899 万円で前年度に比べ 1,265 万円の増加となっている。

事業運営に当たり、使用料は収入の根幹をなすものであり、受益者負担の原則や公平性の観点からも、引き続き適正な賦課徴収事務の執行に努めるとともに、滞納未収金の更なる削減に向けて積極的に取り組まれない。また、不納欠損処分に当たっては、引き続き適正に行うよう要望する。

企業債については、前年度に比べ発行額、償還額が共に増加している。平成 30 年度末の企業債未償還残高は 831 億 2,068 万円と、前年度に比べ 24 億 1,323 万円の減少となっている。

施設の改築・更新に伴う費用の調達財源である企業債については、今後の経営においてその償還が大きな負担とならないよう計画的な発行に努めるとともに、経営の安全性を示す指標の分析を通じ、経営基盤の安定性を確保されたい。

また、平成 29 年度の国の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築は「原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき」との考え方が示されている。仮に、改築に係る国庫負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに、一般会計への負担も増加することが懸念されることから、下水道の公共的役割に対する国の責務を踏まえ、下水道施設の改築に対する国庫負担の確実な継続を国に対し強く要望されたい。

#### (一般会計繰入金)

地方公営企業法は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省から各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われているところである。本市においては、「繰出基準」を基本として、地方財政計画以外に一般会計が負担すべき事業も含め、受益と負担の在り方の観点から「相模原市下水道事業会計繰出基準」により繰出額の基準が定められている。

一般会計からの繰入金の状況を見ると、収益的収入に44億2,941万円、資本的収入に2億7,058万円、合計47億円となっており、いずれも当該基準に基づくものであった。

#### (まとめ)

本市の下水道事業は、昭和42年の事業着手から既に50年以上が経過した。今後は改築や更新のための経費等が確実に増大するとともに、将来的には人口減少等により有収水量が減り、それに伴う使用料収入の減少などが見込まれることから、施設の効果的な老朽化対策や効率的な整備、管理方法の見直しなどによる経費の縮減が求められている。そのため、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、適確な「投資試算」及び「財源試算」による将来予測に基づき、現状の経営成績を踏まえた経営健全化及び財源確保の具体的方策などを盛り込んだ経営の基本計画としての「経営戦略」を速やかに策定し、経営基盤の更なる強化を図ることが不可欠である。

下水道は市民生活に欠かすことのできないインフラである。今後とも安定的、継続的にサービスを提供できるよう、経営指標の動向等を注視し、「経営戦略」に基づく目標管理によって計画的かつ合理的な事業経営に取り組むとともに、引き続き職員の経営意識の更なる向上や事業経営に関する積極的な情報提供に努めるよう要望する。

## 第2 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の実施手続を次のように定め、審査を実施した。

### 1 実施手続

#### (1) 形式審査

算定書類が総務省の定める様式で作成されているか、算定書類に記載された計数が決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか等を確認する。

#### (2) 実質審査(計数分析)

各比率の対象となる会計等は適正か、計上額に関係諸帳簿との不整合や含むべき金額の遺漏、重複はないか等を確認する。

#### (3) その他

審査に当たっては、必要に応じて関係部局から説明を聴取する。

### 2 審査の結果

#### (1) 健全化判断比率

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	2.7	25
将来負担比率	33.3	400

実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」を表示

平成30年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっている。

#### 用語の説明

実 質 赤 字 比 率 ...	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連 結 実 質 赤 字 比 率 ...	全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率(財産区特別会計を除く。)
実 質 公 債 費 比 率 ...	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 ...	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
早期健全化基準 ...	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

区 分	平成30年度	(単位：%)
		経営健全化基準
下水道事業会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20

資金不足額がない場合は、「-」を表示

平成30年度については、各会計とも資金不足比率が経営健全化基準内に収まっている。

本市においては、下水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の資金不足比率が対象となる。

用語の説明	
資金不足比率 ...	公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率
経営健全化基準 ...	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。



相模原市監査委員事務局

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号